

マイナンバーの利用目的について

社会保障・税等に関する手続については、個人番号、いわゆるマイナンバーを取得し記載することが義務づけられています。

上市町においても、下記の利用目的で貴殿のマイナンバーを取得する必要がありますので御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、取得したマイナンバーは、上市町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、厳重に情報管理し、利用目的の範囲内で利用いたします。

記

1 利用目的

給与所得の源泉徴収票及び支払報告書等の作成及び提出事務
報酬・料金の支払調書等の作成及び提出事務

2 マイナンバーの提出方法

(1)又は(2)のいずれかを御提出ください。

(1) マイナンバーカードの写し（裏表両面）

(2) 次のア～ウのいずれか一つの書類及び本人確認書類（顔写真付き身分証明書）

ア マイナンバー通知カード（令和2年5月25日以降氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又はそれ以前の変更について正しく変更手続がとられている場合に限る。）の写し

イ マイナンバーが記載された住民票

ウ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

事務担当 教育委員会事務局

学校教育班

電話 076-472-2421